

受水槽清掃点検業務仕様書

(共通仕様書・特記仕様書)

公益財団法人 三重県下水道公社

志登茂川浄化センター

三重県下水道公社 定期点検業務共通仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社の定期点検業務に適用する。
図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 負担の範囲

業務に必要な消耗部品、機材等は、受託者の負担とする。

第3条 安全管理

受託者は、労働安全衛生規則に従い、定期点検業務の安全に留意して、安全管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

第4条 資格

業務の履行に必要とする資格者は、予め監督員に通知し、現場に設置しなければならない。

第5条 報告書の提出

受託者は、定期点検業務について業務開始から完成にいたるときは、下記の書類を速やかに公社に提出しなければならない。

1 作業者名簿等

(施工業者、資格の必要なものについては資格者一覧表他) 1部

2 工程表

1部

3 業務報告書

1部

報告書には、以下の書類を含む

記録写真（作業前、中、後の写真を撮影）

（デジタルカメラで撮影したもの。ただし、黒板等の文字が読み取れること）

受水槽点検：二酸化炭素測定記録

その他必要な書類

4 その他必要なもの

第6条 疑義

受託者は、委託業務の実施に当たり、疑義が生じた場合には、公社と協議の上、実施するものとする。

志登茂川浄化センター 受水槽清点検掃業務特記仕様書

1 一般事項

作業を行う者は次に示す事項を厳守しなければならない。

- (1) 本作業に当たっては、入念かつ衛生的に作業するものとする。作業前の従事作業員の健康状態には特に留意し、清掃用具等はすべて完全消毒を実施する。
- (2) 作業開始前に酸素、硫化水素ガス及び可燃性ガス濃度を測定し内部の安全を確認する。
- (3) 作業は、健康状態の良好な者が行う。(作業前3か月以内に検便を受けた結果、陰性の者)
- (4) 作業衣及び使用器具は、受水槽清掃専用のものである。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- (5) 作業員は受水槽に入る前に消毒液を入れた容器の中で長靴、手袋等を消毒してから入る。
- (6) 槽内の照明、換気などに注意して事故防止を図る。
- (7) 作業は土曜日又は日曜日に行うこと。

2 清掃作業及び消毒

- (1) 受水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、槽の材質を考慮し、傷等を付けないよう十分注意をする。
- (2) 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに、受水槽周辺の清掃も行う。
- (3) 清掃終了後は、水道引込内の停滞水や、管内の錆び等が槽内に流入しないようにする。
- (4) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上槽内の消毒を行う。消毒薬は有効塩素濃度50~100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる。
- (5) 消毒は槽内の全壁面、床及び天井の下面について消毒剤を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付ける。
- (6) 消毒終了後は、槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (7) 消毒終了後の水洗い及び上水の注水は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

3 作業要領

- (1) 事前点検並びに周辺の清掃
 - ・水槽周辺の点検、清掃(塵埃等) ・形状の確認(材質等) ・内部点検(沈殿物、腐食状況)
 - ・受水槽の点検(施錠の有無、汚れ進入の有無) ・水位警報装置、自動運転装置の点検
 - ・電気配線 ・床排水状態の点検
- (2) 作業準備
 - ・汚水混入経路の防止措置 ・排水溝の確認 ・安全装置の確認 ・持込み器具、長靴、手袋等の消毒
- (3) 点検、清掃作業
 - ①元栓をしめる ②槽内の水を排水する ③槽内の照明確保 ④槽内の換気 ⑤壁面の水垢、鉄バクテリア等の除去 ⑥電極棒の点検、清掃 ⑦ボールタップの点検、清掃 ⑧槽

内部の壁面、天井、床面のひび割れ点検、清掃 ⑨排水管の継目点検 ⑩水洗い ⑪ウェ
スにより拭き取り

(4) 槽内消毒

50～100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウムにて消毒洗浄する。

(5) 水質検査

①残留塩素濃度の測定（給水管末端、水槽内）

②給水栓末端にて濁度、色度の検査を行なう。

4 点検項目

(1) 槽内壁面、床面の変形、防水効果の点検

(2) マンホールの密閉状態及び施錠の良否

(3) 水位計の浸水及び変形腐食の有無

(4) 付属配管の漏水、変形、腐食の有無

(5) 防虫網の詰まり及び腐食の有無

(6) その他必要な点検

5 水質検査及び残留塩素の測定

受水槽の水張り終了後、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める方法
で下記の水質検査（10項目）及び残留塩素の測定を行い、報告するものとする。

水質検査項目

① 一般細菌 ②大腸菌 ③硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ④塩素イオン

⑤有機物（全有機炭素の量） ⑥pH ⑦味 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度 ⑪残留塩素

6 対象受水槽仕様

型 式	T S F 型（三菱樹脂インフラテック㈱）
容 量	8 m ³
槽 数	1 槽
槽 材 質	S U S 製
マンホール	φ 600（2 個）
満水装置	電極式水位計
設置場所	管理棟 1 階給水ポンプ室

7 その他

清掃点検にあたっては、関係法規を遵守するとともに労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発
生がないように努めること。